

広島県住基ネットを活用した生存確認調査の概要と結果

正木 泰洋* 新宅 郁子 武田 直也 杉山 裕美
 坂本 好孝 小笹 晃太郎 有田 健一 梶原 博毅 鎌田 七男

1. 背景と目的

広島県では、平成 20 (2008) 年 3 月に策定した「広島県がん対策推進計画」において、5 年以内に 5 年生存率を算定することを目標に掲げ、がん登録精度の向上等に取り組んできた。このたび前記目標を達成するために、住民票情報を用いた生存確認調査を実施したのでその概要を報告する。

(調査方法) 平成 23 (2011) 年 12 月に広島県住民基本台帳法施行条例を改正し、住民基本台帳ネットワーク(以下住基ネット)を活用した効率的な調査が可能な環境を整備した。以下に詳細を記す。

2. 本県の現状と住基ネットを使用した生存確認調査実施の必要性

本県では、人口動態死亡票により県民の死亡の有無を把握している。しかし、県外転出の多い地域では実際よりも生存率が高く見積もられる可能性があり、住民票照会による生存確認調査の結果を加えたより正確な生存率の算出が求められていた。

住民票照会による生存確認調査の実施については 2 通りの方法がある。すなわち住基ネットを使用する方法と、市町村に対し住民票の照会を行う方法である。

本県が住基ネットを利用して調査を実施することとした理由は、第 1 に県庁内で調査が完結することから市町への住民票照会

で市町に負担をかけることなく事務の効率化が図れること、第 2 に県・市町間のデータのやりとりをする必要がなく個人情報流出の危険性が少ないことである。

3. 調査の概要

調査者	県職員 (専従の臨時職員を1名雇用)
調査期間	平成24 (2012) 年1~3月
調査対象	10,865件 (平成18 (2006) 年1~12月診断のがん罹患者のうち5年以内の生死不明の者)

4. 条例改正の手続

住民基本台帳法により、都道府県の住基ネットの利用は、「条例で定める事務を遂行するとき」と定められている。そこで広島県住民基本台帳法施行条例の改正により、生存確認調査を住基ネットの利用が可能な事務として規定する必要があった。条例改正にあたっては、まず法に定める本人確認情報の保護に関する審議会(広島県個人情報保護審議会)において、当該事務の追加について承認を得る必要があり、平成 23(2011)年 8 月同審議会へ諮問し、2 回の審議を経て、10 月承認された。この過程では、本人同意を得ず情報を収集する生存確認調査での個人情報保護の徹底と県民への事業の理解促進を図ることが求められた。その後、平成 23(2011)年 12 月の県議会に条例改正案を提出、可決されたことから住

*広島県健康福祉局がん対策課計画推進グループ
 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

基ネットを利用した生存確認調査が実施可能となった。

5. 生存確認調査の流れ

- ①中央登録室（委託先である公益財団法人放射線影響研究所内に設置）において、がん罹患者のうち、死亡が確認できない者を抽出し、県へ提出。
- ②県において、住基ネットを用いて対象者の基準日（診断日から5年後）における生存の事実（死亡の場合は死亡日、県外転出の場合は転出日）を確認し、その結果を中央登録室へ回答。

平成18（2006）年診断のがん罹患者数	19,777名
住基ネットで該当なしの者の数（%）	218名（1.1%）
県外転出者数（%）	170名（県外転出割合0.9%）
予後不明割合（%）	20%

- ③中央登録室のデータベースへ、調査結果を入力・集計

6. 住基ネットの運用

住基ネットの運用にあたっては、住基ネット端末の窃視を防げるようになん対策課内のパーテーションで外部から区切った場所に設置し、調査する者は操作のたびに管理者から操作に必要な専用カードを手交された。

住基ネットでは、氏名（漢字欄・ふりがな欄）・性別・生年月日・住所のうち2件の情報が一致すれば、該当の候補を検索可能である。そのため、前記4情報全てを入力する必要はない。検索の結果、生死の事実、転居・転出の有無、死亡日、転居・転出年月日、転居転出先住所等の判明した情報を

次の様式にしたがって記載した。生死の事実が不明の者は、住民登録欄の「5 該当なし」へ記載した。

7. 調査結果

平成24年1月～3月にかけて住基ネットを用いた生存確認調査を実施した。

死亡の把握漏れが多いと生存率は実際よりも高く見積もられる。がん罹患者の5年以内の住基ネットによる生死の事実が不明なものは218名（1.1%）であり、5年以内の県外転出割合は0.9%であった。よって診断から5年後の予後不明割合は2.0%となり、生存率を算出するために求められる予後不明割合を下回った。

8. まとめ

住基ネットを用いた生存確認調査から、特に住基ネットの運用に関して明らかになった実務上の問題点や課題をまとめた。

- ・住基ネットの異動情報は、5年経過するとその履歴が抹消され、閲覧不可能となる。
- ・文字入力について、漢字検索は、些少な違いもシステムが別の文字として認識するため、検索が困難である。検索作業は、氏名の「ひらがな」入力と生年月日による検索が中心となる。

・土地区画整理等により、転居転出の事実がない場合も、住所が変更の場合がある。

・今回の調査は、1件1件職員による手入力であり、約3ヶ月間の期間を費やした。今後の課題として、対象者リストデータを住基ネットに読みませ一括検索が可能か検討するなど、一層の事務の効率化をめざす必要がある。

No	住所	氏名	性別	生年月日	住民登録	死亡日	転居・転出年月日	転居転出先住所
1	〇〇市 △△町 3丁目 3月17日	広島 一郎	男	昭和07年 10月16日	1 有 2 転居 3 転出 4 死亡 5 該当なし	H	H	

※太枠が調査結果記載部分